The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 永井荷風日記「断腸亭日乗」論 : 日本の朝鮮植民地支配問題に関する記述の分析を中心にして |
| Author(s) | 小野田, 求 |
| Citation | 大阪外国語大学論集. 2002, 26, p. 1-23 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/79883 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大阪外国語大学論集第26号（2002年）

# 永井荷風日記「断腸亭日乗」論
# ——日本の朝鮮植民地支配問題に関する記述の分析を中心にして——

小野田　　求

# On NAGAI Kafu's Diary: *Dan Chiyo Tei Nichi Jyo* ～Mainly analysing of its descriptions concerning Japanese colonial rule over Korea～

ONODA Motomu

NAGAI Kafu（永井荷風 1879－1959）kept writing his diary from 1917 to1959, which was entitled as *Dan Chiyo Tei Nichi Jyo*（断腸亭日乗）. This article mainly intended to analyse its descriptions concerning Japanese colonial rule over Korea.

There are many versions of this diary text available today. This article first examined these texts and came to the conclusion that the second edition of the *Complete Works of NAGAI Kafu* published by Iwanami Shoten（岩波書店), Publishers should be the basic text for the analysis.

Adopting this version as a main text, the author proceeded to analyse its descriptions concerning Japanese colonial rule over Korea extensively. As a result, this article found that in the diary NAGAI Kafu wrote about the significant contemporary social and historical phenomena. He also expressed his understanding and his reaction in this diary.

目　次

はじめに
第一部　「断腸亭日乗」の文献の分析
第二部　日本の朝鮮植民地支配問題に関する記述の分析
　第一章　社会的歴史的事象
　第二章　永井荷風の認識
　第三章　永井荷風の行動
おわりに

# 永井荷風日記「断腸亭日乗」論
## —日本の朝鮮植民地支配問題に関する記述の分析を中心にして—

小野田　求

## はじめに

永井荷風（本名　永井壮吉。一八七九（明治十二）年十二月三日——一九五九（昭和三十四）年四月三十日）は、一九一七（大正六）年九月十六日から一九五九（昭和三十四）年四月二十九日まで、死の前日まで日記を書き続けた。題して「断腸亭日乗」である。

この「断腸亭日乗」は、評論家によっては、藤原定家（一一六二——一二四一年）の日記「明月記」に匹敵するものである、あるいは、わが国日記の最高峰をいくものであるなどと、非常に高い評価を与えられている。[1]このような評価とまではいかないにしても、「断腸亭日乗」がすぐれた日記であるとする評論は枚挙にいとまがないであろう。[2]

ところで、ある日記を評価しようとするばあい、その基準のひとつとなるものは、その日記の内容と歴史的社会的問題との関係であろう。すなわち、日記の書かれていた時代に生起していたさまざまな歴史的社会的問題の中で、どのような歴史的社会的問題に対して、どのような歴史的社会的事象、作者個人のどのような認識、作者個人のどのような行動などが、それぞれどのように記述されているか、であろう。

全般的にみて、永井荷風によって「断腸亭日乗」が書かれていた時期のうち、一九四五（昭和二十）年八月十五日までの戦前は、国民生活、戦争、植民地支配、軍国主義、戦時体制、民主主義などが、戦後は、国民生活、連合国占領、民主化、独立、平和、自立成長などが、歴史的社会的に重要な問題となっていた時代でもあった。

したがって「断腸亭日乗」を評価しようとすれば、このような時代の提起していた問題に関して、「断腸亭日乗」において、どのような歴史的社会的事象、個人的認識、個人的行動などが、それぞれどのように記述されているかが問われ、論じられねばならないであろう。

本稿ではこれらの問題のうち、戦前においてわが国最大の完全植民地であった朝鮮に関する植民地支配問題をとりあげることにする。すなわち、「断腸亭日乗」において、日本の朝鮮に対する植民地支配問題に関して、どのような歴史的社会的事象、永井荷風自身のどのような認識、どのような行動が、それぞれどのように記述されているか、について分析することにする。

そのさい、まず、「断腸亭日乗」について従来数多くの文献が発表・出版されていることにかんがみ、これらの文献のうち、本稿においてはどの文献を分析対象文献として採用すべきであるか、について論じることにする。

## 第一部　「断腸亭日乗」の文献の分析

永井荷風の日記「断腸亭日乗」は、これまでさまざまな名称で発表あるいは出版されてきている。

ところが、これまで出版発表されてきたものをみると、発表、出版によっては、日記の記述対象期間が異なったり、あるいは、記述そのものが異なったりしていることがわかる。

したがって、日本の朝鮮植民地支配問題に関する「断腸亭日乗」の記述を分析しようとすれば、どの発表、出版を分析対象文献として採用すべきか、が問題となるのである。

そこで第一部では、まず、記述対象期間からみて、「断腸亭日乗」の従来のどの発表、出版を採用すべきかについて論じることにする。

これまで出版、発表されてきた「断腸亭日乗」の文献について、発表・出版名称、記述対象期間、発表・出版時などを発表・出版順に記すとつぎのようになるであろう（但、文学全集などへの再録分は除外）。

「『葛飾情話』の上演せられるまで」：一九三八（昭和十三）年三月八日から同五月十八日までの日記抄（『新喜劇』第四巻第六号、一九三八年六月刊、所収）

「杏香餘香――亡友市川左團次君追憶記――」：一九一七（大正六）年十二月九日から一九四〇（昭和十五）年四月十日までの日記抄（『中央公論』第五十六年第四・五の各号、一九四一年四・五の各月刊、所収）

「罹災日録――昭和二十年の日記――」：一九四五（昭和二十）年一月一日から同十二月三十一日までの日記（『新生』第二巻第三・四・五・六の各号、一九四六年三・四・五・六の各月刊、所収）

「昭和十六年の日記」：一九四一（昭和十六年一月一日から同五月二十五日までの日記（『新生』第二巻第八・九・十一・十二の各号、一九四六年八・九・十一・十二の各月刊、所収）

『罹災日録』：一九四五（昭和二十）年一月一日から同十二月三十一日までの日記（扶桑書房、一九四七年刊。前記『新生』発表「罹災日録」の単行本化）

『荷風日暦』（上・下巻）：一九四一（昭和十六）年一月一日から一九四四（昭和一九）年十二月三十一日までの日記（扶桑書房、一九四七年刊）

「断腸亭日乗」：一九一七（大正六）年九月十六日から一九二一（大正十）年九月十五日までの日記（『中央公論』第六十四年第六・七・八・九・十・十一・十二の各号および第六十五年第四・五の各号、一九四九年六・七・八・九・十・十一・十二の各月および一九五〇年の四・五の各月刊、所収）

「荷風の日誌」：一九二二（大正十一）年一月一日から一九二三（大正十二）年七月三日までの日記（『風雪』第四巻第六・七・八の各号、一九五〇年六・七・八の各月刊、所収）

『断腸亭日乗』（全四巻）：一九一七（大正六）年九月十六日から一九四五（昭和二十）年十二月三十一日までの日記（『荷風全集』第十九・二十・二十一・二十二の各巻、中央公論社、一九五一・一九五二の各年刊）

「荷風の日記」：一九三六（昭和十一）年九月一日から同十一月十六日までの日記（『中央公論』（文芸特集第九号）、一九五一年七月刊、所収）

「荷風戦後日歴（昭和廿一年）」：一九四六（昭和二十一）年一月一日から同十二月三十一日までの日記（『中央公論』第六十八年第一・四・七・十一の各号、一九五三年一・四・七・十一の各月刊、所収）

「荷風戦後日歴」：一九四六（昭和二十一）年一月一日から同十二月三十一日までの日記（永井荷風『裸体』中央公論社、一九五四年刊、所収。前記『中央公論』発表の「荷風戦後日歴（昭和廿一年）」と同一内容）

「葛飾こよみ　戦後荷風日歴」：一九四七（昭和二十二）年一月一日から同十二月三十一日までの日記（『毎日新聞』東京版・夕刊、第二八六八七号から第二八七一七号までの各号、一九五六年三月二十四日から同四月二十三日まで三十一日間連載）

「荷風戦後日歴第一」・「荷風戦後日歴第二（葛飾こよみ）」：あわせて一九四六（昭和二十一）年一月一日から一九四七（昭和二十二）年十二月三十一日までの日記（永井荷風『葛飾こよみ』毎日新聞社、一九五六年刊、所収）

「十年昔の日記（昭和廿三年戊子断腸亭日乗第卅二巻一月より三月まで）」・「十年昔の日記（昭和廿三年戊子断腸亭日乗第卅二巻四月より六月まで）」・「十年昔の日記（昭和廿三年戊子断腸亭日乗第卅二巻七月より九月まで）」・「十年昔の日記（昭和廿三年戊子断腸亭日乗第卅二巻十月より十二月まで）」：あわせて一九四八（昭和二十三）年一月一日から十二月三十一日までの日記（『中央公論』第七十三年第一・四・七・十の各号、一九五八年一・四・七・十の各月刊、所収）

『永井荷風日記』（全七巻）：一九一七（大正六）年九月十六日から一九四八（昭和二十三）年十二月三十一日までの日記（東都書房、一九五八・一九五九の各年刊）

『断腸亭日乗』（全六巻）：一九一七（大正六）年九月十六日から一九五九（昭和三十四）年四月二十九日までの日記（第一次『荷風全集』（第十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四の各巻）、岩波書店、一九六三・一九六四の各年刊、所収）

『断腸亭日乗』（全七巻）：一九一七（大正六）年九月十六日から一九五九（昭和三十四）年四月二十九日までの日記（岩波書店、一九八〇・一九八一の各年刊）

『摘録　断腸亭日乗』（上・下巻）：一九一七（大正六）年九月十六日から一九五九（昭和三十四）年四月二十九日までの日記摘録（岩波書店、一九八七年刊、文庫本・ワイド版文庫本）

『断腸亭日乗』（全六巻）：一九一七（大正六）年九月十六日から一九五九（昭和三十四）年四月二十九日までの日記（第二次『荷風全集』（第二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六の各巻）、岩波書店、一九九三・一九九四・一九九五の各年刊、所収）

以上おこなってきた「断腸亭日乗」の文献の列挙によって「断腸亭日乗」がさまざまな名称によって何回も発表、出版されてきていること、そして発表、出版の文献によっては、日記の記述対象期間が異なったりしていることなどが明らかになったといえるであろう。このような事情のもとで、日本の朝鮮植民地支配問題に関する「断腸亭日乗」の記述を分析しようとすれば、分析の対象としての文献は、まず日記に記述の対象期間の長さと期間内の継続性からみて、上記発表、出版文献のなかで、中央公論社出版の『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』、東都書房出版の『永井荷風日記』、岩波書店出版の第一次および第二次『荷風全集』の各々に所収の『断腸亭日乗』、同じく岩波書店出版の叢書本『断腸亭日乗』が残ることになる。

ところで、東都書房出版の『永井荷風日記』は、中央公論社版『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』に、一九四六（昭和二十一）年一月一日から一九四八（昭和二十三）年十二月三十一日までの日記を加えて、出版書名をかえて独立叢書本化したものである。しかも、中央公論社版に比べて若干とはいえ誤植・誤字などがみられる。したがって、これら両文献を本稿の分析対象文献としての適確性からみれば、中央公論社版『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』がより適当であるということがいえよう。

つぎに岩波書店版の諸本についていえば、叢書本『断腸亭日乗』（全七巻）は、第一次『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』を叢書本化したものである。また、この第一次『荷風全集』と第二次『荷風全集』の各々に所収の『断腸亭日乗』の内容は同一である。つまり、岩波書店出版のこれら三種類の刊行本の『断腸亭日乗』は同一内容である。

以上のようにしてみると、本稿の分析の対象となり得る「断腸亭日乗」の文献は、中央公論社版『荷風全集』の所収本の『断腸亭日乗』、および、岩波書店版の同一内容の上記三種類の刊行本の『断腸亭日乗』が残ることになる。

それでは本稿の分析対象文献としては、どちらの『断腸亭日乗』が適当であろうか。

そこでこんどは、中央公論社版と岩波書店版の各々の『断腸亭日乗』の記述を検討してみることにする。

ところで、「断腸亭日乗」の創作、出版過程を、本論考の対象期間である一九四五（昭和二十）年八月十五日以前の戦前の部分についてみれば、つぎのようになるであろう。

まず、いうまでもないが、永井荷風自身によって日記原本が書かれた。ついで、この日記の原本、正本は、一九三二（昭和七）年の部までは荷風の知人によって、それ以後は荷風自身によってそれぞれ浄書され、副本がつくられた。しかし、これら「断腸亭日乗」の元本と副本のうち、元本の伝本、伝在は今日つまびらかでなく、残されているものは、浄書副本であり、この副本を一般的に元本と称しているのである。

ところが、こうしてつくられ、残された「断腸亭日乗」の浄書副本に対して、永井荷風は部分的に文字や字句の切取、抹消などをおこなっていったのである。すなわち、永井荷風は、一九四一（昭和十六）年六月十五日付の日記内容、「余は万々一の場合を憂慮し、一夜深更に起きて日誌中不平憤測の文字を切りたり。」でもわかるように、この日以前の日記には、発覚、検閲などをおそれて、部分的に文章や字句などの切取り、抹消などをほどこしていたのである。「断腸亭日乗」の文献によっては、たとえば、「此間約八字切取」、「此間一行弱抹消」などの補注が文中に挿入されているが、それはこのことを示している。

こうして永井荷風の日記「断腸亭日乗」は、永井荷風が本来書いていた日記の原本、いわば原原本はその伝存がつまびらかでなく、一般的に原本として位置づけられている浄書副本も部分的に切り取り、抹消などがほどこされ、作成当時の完全な記述を残していないのである。

ところが、このような「断腸亭日乗」がすでに列挙したようにさまざまな名称で何回も出版、発表されてきている。

そのさい、永井荷風の生前において出版、発表されたものは、浄書副本、いわゆる原本において削除、抹消されていた文章や文字が再び荷風自身によって補充、埋めあわされたり、あるいは公刊に不適切な字句、文章などがかえられたりしたのである。この方法により公刊されたものの代表的なものが、中央公論社出版の『永井荷風』所収の『断腸亭日乗』なのである。

他方、死後において公刊されたものは、このような荷風自身による浄書副本の抹消、削除などの補充、埋めあわせなどはおこなわれず、抹消、削除などの部分はそのままに公刊されたのである。この方法により復刻、出版されたものが、岩波書店出版の諸文献であり、とりわけ上記の同一内容の三個の文献である。

こうして、中央公論社版と岩波書店版の各々の『断腸亭日乗』の内容は、いずれも「断腸亭日乗」の浄書副本、いわゆる原本とも部分的に異なり、しかも、相互に部分的に異なっているのである。

しかし、中央公論社版『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』は、いわゆる原本、浄書副本の補充・修正部分があるとはいえ、この修正、補充は永井荷風自身によっておこなわれたものであり、永井荷風の

意識、思考などを反映するものである。また、岩波書店版の『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』は、削除、抹消などがあるとはいえ、日記の残された部分は、永井荷風の本来の意識、考えなどを反映するものである。

したがって、永井荷風の日記「断腸亭日乗」のいわゆる原本、浄書副本が作成当時の完全な記述の存在しない状況のもとで「断腸亭日乗」を分析しようとすれば、これら岩波書店版と中央公論社版の『断腸亭日乗』をともに分析対象文献とせざるを得ないのである。また、分析対象としても大過ないといえるのである。

しかし、岩波書店版と中央公論社のそれぞれの『断腸亭日乗』をあわせて分析の対象としなければならないことは、新たな問題が生じるおそれがある。まず、両文献の同時入手困難な問題である。とくに中央公論社版『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』は、出版から五十年を越えようとしている。つぎに、たとえ同時入手できたとしても両社版を各日条ごとに比較、検討しなければならない困難性などである。

ところで、『断腸亭日乗』が所収されている岩波書店版の第二次『荷風全集』のうち、本論考の分析対象期間を収録している第二十一・二十二・二十三・二十四・二十五の各巻の「凡例」をみると、つぎのように記されている。

一、本全集の日記編は、『断腸亭日乗』の原本を翻刻することとした。

一、著者生前の公刊本（本巻では中央公論社版『荷風全集』＜中略。以下本稿における＞　＜は、論者自身によるもの。＜所収本）との主なる異同を示した。本文の当該箇所に（　）つきの番号を付し、下欄に〔　〕でその範囲を示し、つづいて「異同」を記した。さらに注記は〔　〕で示した。

＜後　略＞

この「凡例」によれば、岩波書店版と中央公論社版の各々の『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』の異同は、「主なる」箇所については、岩波書店版の第二次『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』を使用すれば明らかになるようになっていることがわかる。このことは、「断腸亭日乗」分析における中央公論社版と岩波書店版の両版入手、併続にともなう先述の問題点がかなり解決されていることを示している。

しかし、両出版社版の「異同」は、この「凡例」でも示されているように、「主なる」ものであって、すべての箇所ではない。

したがって、「断腸亭日乗」の記述内容を分析しようとすれば、分析対象文献として岩波書店版の第二次『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』が重宝であるが、中央公論社版『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』も依然として必要不可欠なのである。

それ故に本稿では、日本の朝鮮植民地支配問題に関する「断腸亭日乗」の記述を分析するにあたって、分析対象文献として岩波書店版の第二次『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』を基本文献として採用し、あわせて中央公論社版『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』をも参照することにする。すなわち、以下本論第二部の各章において

掲載しているそれぞれの日条は、岩波書店版の第二次『荷風全集』所収『断腸亭日乗』に、前掲の「凡例」にしたがって収録されている『断腸亭日乗』の関係日条をそのまま、あるいは、分析上不必要と思われる箇所を削除して掲載したものである。但し、本論文の印刷構成の都合上、本論文では、前掲「凡例」の中の「下欄」は「後段」と読みかえることにする。

# 第二部　日本の朝鮮植民地支配問題に関する記述の分析

「断腸亭日乗」において。日本の朝鮮に対する植民地支配問題に関する記述は、どのような主題についておこなわれているのであろうか。これを明らかにするために関係する日条を俯瞰してみると、つぎのようにいうことができるであろう。[1]

まず、全体的に三個の主題すなわち日本の朝鮮植民地問題に関する歴史的社会的事象、同じく永井荷風個人の認識および行動に分類することができる。これらの主題のうち、歴史的社会的事象は、さらに朝鮮におけるものと、日本におけるものとの二個に分けることができる。前者、朝鮮における歴史的社会的事象は、さらに、日本の植民地支配、朝鮮民族の独立運動、日本人の朝鮮在住・往来の三個の主題に分類することができる。後者、日本における歴史的社会的事象は、さらに、日本国民の精神生活と日本在住朝鮮人の社会状況の二個の主題に分けることができる。これらのうち、日本在住朝鮮人の社会状況は、さらに、社会経済生活と政治行動の二個の主題に分類することができる。つぎに日本の朝鮮植民地支配に関する永井荷風個人の認識は、さらに、日本の朝鮮植民地支配と朝鮮民族の独立とに対する認識、および日本在住朝鮮人の社会経済生活と政治行動とに対する認識の二個の主題に分類することができる。日本の朝鮮植民地支配問題に関する永井荷風の行動は、日本在住朝鮮人との永井荷風個人の交流・交際である。

それでは、このような日本の朝鮮植民地支配問題に関する各々の主題は、「断腸亭日乗」において具体的にはどのような内容をもって記述されているのであろうか。これを明らかにし、あわせて先に指適しておいた主題を確認するために、それぞれの主題に関係する日条を掲示して分析していくことにする。

## 第一章　歴史的社会的事象

### 第一節　朝鮮における歴史的社会的事象

#### 第一項　日本の朝鮮植民地支配の実態

日本の朝鮮植民地支配の実態をあらわす日条は、一九二一（大正十）年六月二日、一九四一（昭和十六）年二月四日の各々をあげることができるであろう。それぞれの具体的記述はつぎのとおりである。

大正十（一九二一）年

六月二日。大久保辺にて運転手李某とよべる韓[7]人乱酒なし、刀を振つて道路を行くもの十七人を斬りしというふ。我政府の虐政に対する韓[8]人怨恨、既に此の如し。王化は遂に雞林に及ぼす事なし。

(7)〔「韓人乱酒なし、」〕朝鮮人酔うて

(8)〔「韓人」〕朝鮮人

昭和十六（一九四一）年

二月初四。立春晴れてよき日なり。薄暮浅草に往きオペラ館踊子等と森永に夕餉を食す。楽屋に至る朝鮮の踊子一座ありて日本の流行唄をうたふ。[16]声がらに一種の哀愁あり。朝鮮語にて朝鮮の民謡うたはせなば〔嘸〕ぞよかる[17]べしと思ひてその由を告げしに、公開の場所にて朝鮮語を用ひまた民謡を歌ふことは厳禁せられゐると答へさして憤[1]慨する様子もなし。余は言ひがたき悲痛の感に打たれざるを得ざりき。彼[2]国の王は東京に幽閉せられて再び其国にかへるの機会なく、其国民は祖先伝来の言語歌謡を禁止せらる。悲しむべきの限りにあらずや。余は日本人の海外発展に対して歓喜の情を催すこと能はず。寧嫌悪と恐怖とを感じてやまざるなり。余會て米国に在りし時米国人はキューバ島の民の其国の言語を使用し其民謡を歌ふことを禁ぜざり事を聞きぬ。余は自由の国に永遠の勝利と光栄との在らむことを願ふものなり。

(16)〔「嘸ぞよかるべし」〕さぞかし

(17)〔「また民謡を歌ふことは」〕歌うたふ事は

(1)〔「憤慨する」〕憤る

(2)〔以下この日最後まで〕韓国の名は既に亡びて存せず其民族は祖先伝来の言語歌謡を禁ぜらる。悲しむべきの限ならずや。余會て米国に在りし時、米国政府はキューバ島の民が其国の言語を使用し其民謡を歌ふことを禁ぜざりしときけり。自由の国に永遠の光栄在らむことを。

これらの日条によって、日本の朝鮮植民地支配の実態がつぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

日本の朝鮮に対する植民地支配は、朝鮮民族の自由と権利を侵害して、朝鮮国王の廃止とその日本幽閉、朝鮮の言語や歌謡の禁止、日本語や歌謡の強制使用など、朝鮮民族に対する暴力的抑圧的政治をおこなっている。

### 第二項　朝鮮民族の独立運動

朝鮮における朝鮮民族の独立運動をあらわす日条は、一九一九（大正八）年三月十日の日条である。その日条の具体的記述はつぎのとおりである。

大正八（一九一九）年

三月十日。くもりて風さむし。朝鮮人盛に独立運動をなし、民族自治の主旨を実行せむとすと云ふ。

この日条によって、朝鮮民族の独立運動がつぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

朝鮮民族は、一九一九（大正七）年三月一日にはじめた三・一独立運動を民族自決権のもとに全民族的におこなっている。

### 第三項　日本人の朝鮮在住・往来

日本人の朝鮮との往来あるいは在住に関する日条は、一九二四（大正十三）年十二月十三日、一九二五（大正十四）年六月三日、一九二五（大正十四）年十一月十八日、一九二六（大正十五）年五月十八日、一九三二（昭和七）年十二月三十一日の各々をあげることができるであろう。それぞれの日条の具体的記述はつぎのとおりである。

大正十三（一九二四）年

十二月十三日。午後風なければ落葉を焚く。夜母上の安否を問ふ。母上の許には威三郎[1]の幼児二人あり。

〈中略〉威三郎夫婦は〈中略〉朝鮮の其処に居住せるなり。〈後略〉

（1）〔「威三郎」〕弟

大正十四（一九二五）年

六月三日。小雨折〻降る。午後南葵文庫に往き菊地元習の三山紀畧を読む。竹田玩古堂来り近日商用にて朝鮮に赴くといふ。扇子に送別[1]の一首を書して曰く。

行先は雞の林ときくからに卵のからと身をなくだきそ

（1）〔「送別の一首を書して曰く。」〕送別一首。

大正十四（一九二五）年

十一月十八日。細雨霏〻たり。午後有元馨寧氏その作画数葉を携へ来り、題賛を需む。予[1]悪筆を愧ぢ固辞すれども聴かず。已むことを得ず塗鴉を試む。有元氏は初和田英作氏につきて洋画を学びたる由。七八年前馬場孤蝶の紹介状を携へ大久保の旧廬に来り訪はれしなり。この度京阪より満韓[2]に向ひ絵行脚をなすといふ。

（1）〔以下「塗鴉を試む。」まで〕〔ナシ〕

（2）〔「満韓」〕満鮮

大正十五（一九二六）年

五月十八日。韓国京城府外新孔徳里四番地住、楠安正といへる人の書簡に接す。小石川江戸川端石切橋のほとりに生まれたる人にて、其家は小売酒家なりしと云ふ。多年韓京に在り、虚子派の俳諧を学び、頃日余が雑著をよみて、予と同じく黒田小学校に通ひしこともありしとて、小石川往時の事さま　書き越されたり。文面によりて推察するに、年は予より少きが如し。此日風なく天気清和なり。

昭和七（一九三二）年

十二月卅一日。空晴れて暖気春の如し。正午大石医院に往き銀座にて昼飯を食してかへる。夜また銀座に往き万茶亭に憩ふ。神代高橋生田の三子前後して来り会す。笑語の中除夜の鐘をきく。汁粉屋梅林にて雑煮を食し銀座通夜店の賑ひを観る。偶然タイガの女給お葉に逢ふ。頃日朝鮮京城より帰りしと云ふ。高橋神代の二子と共にオリンピックに入り一茶して後家に帰る。暁三時を過ぎたり。

これらの日条によって、日本人の朝鮮在住あるいは往来が、つぎのような内容をもって記述されていることが明らかになるであろう。

日本人は総督府の技師、古書店主、画家、女給などいろいろな職業の人たちが、朝鮮に在住あるいは朝鮮と往来している。そして朝鮮における勤務、経済行為などによって日本における自己あるいは家族の生活を支えてもいる。

## 第二節　日本における歴史的社会的事象

### 第一項　日本国民の精神生活

日本の朝鮮植民地支配問題に関する日本国民の精神生活をあらわす日条は、一九一八（大正七）年十一月二十一日、一九一九（大正八）年三月三日、一九一九（大正八）年七月一日のそれぞれをあげることができるであろう。各々の日条の具体的記述はつぎのとおりである。

大正七（一九一八）年

十一月廿一日。午前菌八節けいこに行く。この日欧洲戦争平定の祝日なりとて、市中甚雑遝せり。日比谷公園外にて浅葱色の仕事着きたる職工幾組とも知れず、隊をなし練り行くを見る。労働問題既に切迫し来れるの感甚切なり。過去を顧るに、明治三十年頃東京奠都祭当日の賑の如き、又近年韓国合併祝賀祭の如き、未深く吾国下層社会の生活の変化せし事を推量せしめざりしが、此日日比谷丸の内辺雑遝の光景は、以前の時代と異り、人をして一種痛切なる感慨を催さしむ。夜竹田書店主人来談。[2]

（2）〔「竹田書店主人来談。」〕竹田古書店主人来話。

大正八（一九一九）年

三月三日。朝鮮国王崩御の由。三味線鳴物御停止なり。但し市中芝居は休まずと云ふ噂もあり。

大正八（一九一九）年

七月朔。独逸降伏平和条約調印紀念の祭[3]日なりとやら。工場銀行皆業を休みたり。路地裏も家毎に国旗を出したり。日比谷辺にて頻に花火を打揚る響聞ゆ。路地の人々皆家を空しくして遊びに出掛けしものと覚しく、四鄰昼の中よりいつに似ず静にて、涼風の簾を動す音のみ耳立ちて聞ゆ。終日糊を煮て押入の壁を貼りつゝ祭の夜よでも題すべき小品文の腹案をなす。明[6]治廿三年頃憲法発布祭日の追憶より、近くは韓国合併の祝日、また御大典の夜の賑など思出るがまゝに之を書きつゞらば、余なる一個の逸民と時代一般との対照もおのづから隠約の間に現し来ることを得べし。

（5）〔以下「休みたり。」まで〕祭日なりとて、工場銀行皆業を休む。

（6）〔以下「祝日、」まで〕明治廿三年憲法発布祭の追懐より近くは日韓合併の祝日

これらの日条によって、日本国民の精神生活がつぎのような内容をもって記述されていることが明らかになるであろう。

日本の朝鮮に対する植民地統治は、国家による国民の精神生活に

対する規制と動員をともなっておしすすめられている。すなわち、日本国家は国民に対して、一方において「韓国合併」、日本の朝鮮完全植民地化にさいしては、これを祝賀するように祝日や祝賀祭を設けたり、他方において「朝鮮国王崩御」、朝鮮完全植民地化時の大韓帝国皇帝の死去にさいしては、これに弔意をあらわすように芸能、娯楽などを禁止したりしている。

## 第二項　日本在住朝鮮人の社会状況

### 第一目　社会経済生活

日本在住朝鮮人の社会経済生活に関する日条は、すでに第二章第一節で掲載した日条すなわち、一九二一（大正十）年六月二日と一九四一（昭和十六）年二月四日に加えて、一九二三（大正十二）年五月十九日、一九二六（大正十五）年一月七日、同十月一日、一九二七（昭和二）年十二月三十日、一九三〇（昭和五）年一月八日、一九三三（昭和八）年十一月六日、一九三四（昭和九）年四月十三日、一九三五（昭和十）年六月十九日、一九三六（昭和十一）年四月十三日、一九三八（昭和十三）年十月二十六日、一九三九（昭和十四）年一月二十八日、一九四〇（昭和十五）年三月十二日、一九四五（昭和二十）年七月十八日の各々をあげることができるであろう。それぞれの具体的記述はつぎのとおりである。

大正十二（一九二三）年

五月十九日。晴れて風爽なり。午後某雑誌記者の来訪に接したれば、家に在るや再びいかなる者の訪ひ来るやも知れずと思ひ、行くべき当もなく門を出でたり。日比谷より本所猿江行の電車に乗り小名木川に出で、水に沿うて中川の岸に至らむとす。日既に暮れ雨また来らむとす。踵を回して再び猿江裏町に出で、銀座にて夕餉を食し家に帰る。大正二三年のころ、五ツ目より中川逆井の辺まで歩みし時の光景に比すれば、葛飾の水郷も今は新開の町つゞきとなり、蒹葭の間に葭雀の鳴くを聞かず。たまく路人の大声に語行くを聞けば、支那語にあらざれば朝鮮語なり。此のあたりの工場には支那朝鮮の移民多く使役せらるゝものと見ゆ。

（1）「使役せらるゝもの」雇はるゝもの

大正十五（一九二六）年

正月七日。朝夕は寒気凛冽なれど、昼の中は思ひの外に暖なり。午後銀座を歩み、土橋南際に震災後開店せし朝鮮物産販売店にて、虎斑苔紙の巻紙を購ふ。或人和製唐紙に比して遥に書きよき由語りしを以てなり。

大正十五（一九二六）年

十月初一。曇りて風なし。午後京橋際第百銀行に往く。偶然金子紫草に逢ふ。夜帝国劇場に赴く。松莚子南北が作立場の太平次を演ずるを以てなり。此夜高伯爵、生田、巌谷の諸氏と劇場にて相会す。酒館太訝に飲む。

（1）〔「高伯爵」〕朝鮮貴族高伯爵

昭和二（一九二七）年

十二月三十日曇天微風あり、〈中略〉夜壷中庵を訪ひお歌を伴ひ浅草観音堂に詣づ、伝法院裏門前より広小路に通ずる公園内の街路は商店夜市の繁栄今は却て雷門仲店を凌駕せむとする勢なり、自働車にて富士見町に往き、お歌の識れる一茶亭に登る、支那風と西洋風との寝室あり、又朝鮮服着たる韓人の女中一人あり、日本人の女中と共に立働くさま頗奇なり、兎角する中夜も三更を過ぎ風吹出でゝ寒くなりし故、主婦の勧むるがまゝ一室に床敷かせて寝に就くに、〈後略〉

昭和五（一九三〇）年

・正月初八晴れて寒気甚し、昏黒三番町に往かむとて谷町通にて電車の来るを待つ、悪戯盛の子供二三十人ばかり群れ集り、鬼婆〻〻と叫ぶ、中には棒ちぎれを持ちたる悪太郎もあり、何事にやと様子を見るに頭髪雪の如く腰曲りたる朝鮮人の老婆、人家の戸口に立ち飴を売りて銭を乞ふを、悪童等押取巻き棒にて地を叩きて叫び合へるなり、余は日頃日本の小童の暴戻なるを憎むこと甚し、この寒さ夜に、遠国よりさまよひ来れる老婆のさま余りに哀れに見えたれば半円の銀貨一片を与へて去りぬ、三番町に至るに小星[5]家に在らず、已むことを得ず銀座に出でオリンピヤ[6]に飯して空しく家に還る、

（5）〔「小星」お歌〕〔以下この年全て同じ〕

（6）〔「オリンピヤ」〕オリンピク

昭和八（一九三三）年

十一月六日。雨歇みて空暗し〈中略〉

銀座二丁目もと服部時計店仮店の跡へ広大なるカツフヱー及舞踏場出来る由。営業人は鮮人代議士朴春琴なり。其背後には旧警視総監丸山某あり。今日までカツフヱーとダンス場とを兼業することは警察署にて許可せざりしが、丸山旧総監の斡旋ありしため訳なく許可になりしと云ふ。鮮人朴は現在カツフヱー赤玉の主人なりと云ふ。〔銀座にて聞く〕

〔欄外朱書〕カフヱー[5]は許可せられしがダンス場兼業は未許可せられずカフヱーの名は銀座グランドと云ふ由なり

（4）〔「銀座にて聞く」〕〔ナシ〕

（5）〔以下この朱書〕〔ナシ〕

昭和九（一九三四）年

四月十三日。くもりて午後より細雨烟の如し。薄暮門を出るに市兵衛町大通の老桜、花ひらきて雲の如し。道源寺阪を下り電車にて銀座に行き松坂屋百貨店にて腹巻にする酒木綿を購ふ（一反（二丈二尺）七十銭なり）本年は洋服のみならず腹巻襯衣寝衣[7]の浴衣等皆破れ古びて用をなさゞるに至れり。余の老軀も亦之に似たりと謂ふべし。千疋屋楼上にて晩餐を食す。夕刊紙を見るに朝鮮人高利貸某逮捕の記事中にタイガ女給伊藤駒子（本名お秀）の名も見えたり。雨歇まざれば直に家に帰る。

(7)〔「寝衣の浴衣等」〕寝衣浴衣の類

昭和十（一九三五）年

六月十九日。晴また陰。鄰家の卯の花ひらく。午後堀口大学氏来訪。溽暑昨の如し。燈刻七時過銀座通藻波に飯す。

＜中略＞

去月ごろより銀座通新橋近くの道路を掃除する男あり。黒の山高帽をかぶりモーニングを着し腕に帝都美化普及会とか書きし布を巻き箒とブリキ製のちり取りを持ち商店の店先歩道[4]橋上など通行人の捨行く紙屑バナヽの皮などを掃くなり。年の頃は四十前後容貌はさして獰悪ならず、商店の門口を掃除しても金銭を強請するやうな事はなし[5]とのことなり。〔此間一行弱抹消。以下行間補〕現代流行の愛国狂なるべし〔以上補〕○カフヱー喫茶店等へ出入する花売ハンケチ売の如き乞食今年になりて次第に多くなりたり。子供を連れたる朝鮮の女殊に多しと云ふ。

(4)〔「歩道橋上」〕鋪道上

(5)〔以下「カフヱー」まで〕とのことなり。現代流行の愛国狂なるべし。／カフヱー

昭和十一（一九三六）年

四月十三日。夜来の雨やまず。近鄰の桜花満開となる。楓の若芽も亦舒びたり。終日執筆。雨歇まず。夜に入り強風起る。

此日の東京日ヽの夕刊を見るに、大阪の或波止場にて、児童預所に集りゐたる日本人の小児、朝鮮人の小児が物を盗みたりとてこれを縛り、さかさに吊して打ちたゝきし後、布団に包み其上より大勢にて踏み殺したる記事あり。小児はいづれも十歳に至らざるものなり。然るに彼等は警察署にて刑事が為す如き拷問の方法を知りて、之を実行するは如何なる故にや。又布団に包みて踏殺す事は、江戸時代伝馬町の牢屋にて囚徒の間に行はれたる事なり。之を今、昭和の小児の知り居るは如何なる故なるや。人間自然の残忍なる性情は古今ともにおのづから符合するものにや。怖るべし。怖るべし。嗚呼怖るべきなり。

(2)〔「牢屋」〕牢屋

(3)〔「嗚呼怖るべきなり。」〕嗚呼怖るべし。

昭和十三（一九三八）年

十月廿六日。晴。午睡より覚むれば日は既に斜なり。夜浅草公園森永に飯し、区役所横裏の喫茶店ロスアンゼルスといふに入りて店内備付の蓄音機にてドビッシイ[1]の歌劇聖セバスチアンの殉教を聴く。十一時オペラ館稽古場に少憩し女優松平及朝鮮人韓某と共に車[2]にてかへる。浅草公園六区に出る藝人の中には朝鮮人尠からず。殊にオペラ館の舞台にては朝鮮語にて歌をうたふほどなり。日本人の藝人も東京生れの者よりも地方の男女多く、十人の中五人までは北海道及秋田青森の産なり。今オペラ館の楽屋について之を見るに女優竹久よし美松平まり子石田文子松山浪子の如きいづれも北海道の生れなり（まりこは秋田）[3]文藝部の小川氏は朝鮮京城の生れなり。声曲家増田晃久は米国に生れ広嶋にて人となりたり。女優木

村時子は仙台の生れなり。大道具の職人四人の中二人は大坂者なり。小道具方一人も京坂の者なり。この一例によりて見るも純粋の東京人は年と共に減少滅亡し行くものゝ如し。今の文壇も恐らくオペラ館楽屋の例に漏れざるものなるべし。

(1)〔「ドビッシイ」ドビュツシイ
(2)〔「車にてかへる。浅草公園」〕車にてかへる。／浅草公園
(3)〔「まり子は代田なり」〕〔ナシ〕

昭和十四（一九三九）年

一月廿八日。晴。オペラ館俳優川公一より震災後浅草歌劇興行の番附及雑誌更生十冊余其他を購ふ。踊子等と森永に浅酌すること例の如し。酒間踊子よりきゝたる噂に、オペラ館出演の藝人中韓某とよべる朝鮮人あり。一座の女[3]舞踏者春野芳子といふ年上の女とよき仲になり大森の貸間を引払ひ、女の住める浅草柴崎町のアパートに移り同じ部屋に暮しゐたりしが、警吏の知るところとなり十日間劇場出演を禁じられたりと云ふ。朝鮮人は警察署の許可を得ざれば随意に其居所を変更すること能はざるものなりと云ふ。此の話をきゝても日本人にて公憤を催すものは殆無きが如し。

(3)〔「女舞踊者春野芳子」〕女舞踊吉野春子

昭和十五（一九四〇）年

・三月十二日。雨晴れて風つよし。丸の内より土州橋に至る。尿毒頓に減少したりと云ふ。オペラ館楽屋に至りすみだ川を見る。藝者お糸に扮する女優筑波雪子と云ふは、江戸風のどこやら仇ツぽき顔立なれど、実は朝鮮人なりと楽屋雀の影口をきゝ、一種名状しがたき奇異の思をなせり。此夕雪子舞台裏の板はめによりかゝり藝者の姿にて何やら駄菓子を食ひ指をなめながら出端を待てる様子を見るに、おのづからすみだ川作りし頃の事、かの富松といひしげい者と深間になり互に命といふ字を腕にほりしころの事など夢のやうに思返さるゝ折から、此の美しき幻想の主の外国人なることを知りては奇異の感禁[1]じ難きものあり。〔以下五行切取〕

(1)〔「禁じ難きものあり。〔以下五行切取〕」〕禁じ難きものあり。〔以下略〕

昭和二十（一九四五）年

七月十八日。晴。日暮妙林寺後丘の墓地を繞る山径を徜徉す。山は皆石[4]山にて松林深き処人家碁布す。林間に畠ありまた牧場あり。人家の庭に甘草孔雀草の花を見る。小径の行くに従ひ林間を上下するに忽ちにして山間に通ずる大[5]道に出づ。大道は三門町停車場のあたりより西北の方に走り吉備津の町に通ずるものなるが如し。四方の山麓及び路傍の家屋中その稍大なるは石材を商ふものなり。行人の中朝鮮の人多きを見る。[6]日未没せざるに半輪の月次第に輝くにつれ、山色樹影色調の妙を極め、水田の面に反映す。顧望低徊。夜色の迫り来るに驚き、道をい[7]ぞきて家にかへる。〈後略〉

(4)〔以下「碁布す。」まで〕皆巌石にして松林深き処人家あり。
(5)〔「大道に出づ。大道は」〕国道らしき道に出でたり。道は
(6)〔以下「輝くにつれ、」まで〕晩照いまだ消えざるに半輪の月光次第に輝きわたり、
(7)〔「いぞきて」〕いそぎて

これらの日条によって、日本在住朝鮮人の社会経済生活がつぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

まず、日本在住朝鮮人の社会経済生活は、彼らの中には伯爵貴族、衆議院議員兼カフエー営業人、高利貸しなど、経済的に富裕な者たちもいるが、多くの人たちは運転手、町工場の工員、橋のたもとでの紙売り、茶亭での女中、乞食同然の飴売り花売り・ハンケチ売りの如き子どもづれの女性乞食、下町の劇場での芸人・俳優出演などで生計をたて、老若男女最底辺の生活をしいられている。

そして、このような最底辺の生活のなかで、日本の官憲や民間人などからさまざまな差別、偏見、虐待などを受けている。

さらに、このような社会経済生活の困窮と社会的差別・偏見・虐待などは時間がたっても全く改善されていっていない。

## 第二目　政治行動

日本在住朝鮮人の政治行動をあらわす日条は、すでに第一章第一節第一項で掲載した一九二一（大正十）年六月二日、同じく第二節第二項第一目で掲載した一九三三（昭和八）年十一月六日の各日条に加えて、新たに一九三二（昭和七）一月八日と同じく一月二十五日、一九三六（昭和十一）年七月二十日のそれぞれの日条をあげることができるであろう。新たな日条の具体的な記述はつぎのとおりである。

昭和七（一九三二）年

一月初八、晴天、朝の中華氏六十五六度の暖さなり、午後執筆、哺時中洲に往く、永代橋をわたり洲崎に出で城東電車にて砂町に往く、仙気稲荷社に賽し、ひろき一筋道を歩みて砂村八幡宮の祠後に出でたれば、枯蘆の間の小径をたどりて祠前に至り池のほとりに憩ふ、此辺人家少く見渡すかぎり枯蘆の寒風にそよぐのみなり、日は既に暮れかゝりし故来路を歩みて豊平橋に出で電車に乗る、銀座食堂にて夕飯を食し家に帰らむとするに、尾張町四辻に人多く佇立みて、朝日新聞社楼上に仕掛けたる電光報知を見る、此日正午頃韓人爆弾を桜田門外に投じたる事件、及犬飼内閣総辞職の事なり、

（1）（「犬飼内閣」）犬養内閣

昭和七（一九三二）年

・一月廿五日、晴れてまた曇る、午前執筆、午後中洲に往く、それより電車にて柳島に至る、街上到処議員選挙の張紙ありて、朴春琴といふ人の名目につきぬ、妙見堂塀外の道路はなくなり、料理屋橋本の家も亦なし、押上の川岸左右とも道路となり、物揚場に貧民の児の群をなして遊ぶさま二十年のむかしに異らず、京成電車に乗り四ツ木橋に至り、歩みて玉ノ井で乗合自働車にて浅草に至り、銀座に飯して帰る、

昭和十（一九三六）年

・七月二十日。陰。暑気やゝ忍びやすくなれり。今日より二十四日まで毎夜点燈を禁ぜらる。晩食の後門を出るに街街既に消され、黄色の制服着たるもの手丸提灯を携へ、三四人ヅヽ一組になり、人家の二階などに燈影見ゆる時は大声に明いぞくと呼立つるな

り。電車にて浅草に到りそれより円タクを倩ひ、玉の井を見歩き、銀座に出づ。劇場活動小屋は八時頃に戸を閉したりと云ふ。〔以下一行弱抹消。以下行間補〕朝鮮人暗夜に乗じ暴動を起すやの流言頻なり〔以上補〕[3]

（3）〔以下この日最後まで〕〔本文に続けて組入れ〕

これらの日条によって、日本在住朝鮮人の政治行動がつぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

まず、日本在住朝鮮人の政治行動は、基本的に日本の朝鮮植民地支配をめぐっておこなわれている。そして、これに反対しているものの中には、自然発生的個人的暴力行為、自覚的集団行動、さらには、「韓人爆弾を桜田門外に投じたる事件」、すなわち桜田門事件の李奉昌のように、朝鮮植民地支配の大権を有する天皇に対する暗殺未遂事件までおこしているものもいる。他方、日本の植民地支配を支持しているものの中には、朴春琴のように日本国内で衆議院議員に立候補、選出されて、官憲と癒着して私利私欲を追求しながら、国会で親日対日協力活動をおこなっている者もいる。

## 第二章　永井荷風の認識

### 第一節　日本の朝鮮植民地支配と朝鮮民族の独立に対する認識

日本の朝鮮植民地支配と朝鮮民族の独立に対する永井荷風の認識をあらわす日条は、すで掲載した一九一九（大正八）年三月十日、一九二一（大正十）年六月二日、一九四一（昭和十六）年二月四日に加えて、新たに一九三二（昭和七）年十月三日、一九四〇（昭和十五）年十月十八日、一九四四（昭和十九）年八月四日のそれぞれをあげることができるであろう。新たに加える各々の日条の具体的な記述はつぎのとおりである。

昭和七（一九三二）年

十月初三。溽暑夏六月の如く驟雨屢来る。夜銀座に飲す。夕刊の新聞紙を見るに府下の町村東京市へ合併の記事および満洲外交問題の記事紙面をうづむ。余窃に思ふに英国は世界到る処に領地を有す。然るに今日吾国が満洲占領の野心あるを喜ばざるは奇怪の至といふべきなり。〔此間二行弱切取〕[7]り平和に托するは偽善の甚しきものなり。弱肉は畢竟強者の食たるに過きず。国家は国家として悪をなさざれば立つこと難く一個人は一個人として罪悪をなさゞれば生存する事能はざるなり。之を思へば人生は悲しむべきものなり。然れどもつら〳〵天地間の物象を観るに弱者の肉必しも強者の食ならず。猫と鼠とは同じき家に在りと雖鼠は常に能く繁殖して尽きざるなり。深山幽谷には鷹あり鷲あれども燕雀は猶能く嬉戯する事を得るなり。都会の喧騒に馴れ電線に群棲し人家の残飯に腹を満すは雀の能くする所にして猛鳥の学ぶ事能はざる所なり。猛鳥にして一たび深山を出で〻人里に来らば忽餌なきに至るべく燕雀は人家の軒に潜んで始て安全なる事を得るなり。天地間の生物は各其処を得て始めて安泰なり。弱肉必しも強者の食

ならず。

(7)〔〔此間二行弱切取〕り平和に托するは〕然りと雖日本人の為す処も亦正しからず。二十年前日本人は既に朝鮮を其領地となし今日更に満洲を併呑せむとするは隴を得て蜀を望むものなり。名を仁義に仮り平和に托するは

(8)〔〔能はざるなり。〕〕能はず。

(9)〔〔悲しむべきものなり。〕悲しむべきもの。

(10)〔〔天地間の生物は〕〕天地の生物

昭和十五（一九四〇）年

十月十八日。陰。午後落葉掃かむとて庭に出るに門外の木の間に何やら赤ききれの閃くを見る。〔此間約八字切取。以下行間補〕女の腰巻かと見るにさにあらず、〔以上補〕これ鄰家の墺国人ナチスの旗と日の丸の旗とを其門に立てたるなり。

〈中略〉

此の子も近頃は日本の学童と交るやうになりて我家の門前にて球投をなし行儀甚わるくなれり。〔此間十六行強切取。以下欄外補〕日本人の教育を受くれば人皆野卑粗暴となること此実例にても明なり余が日本人の支那朝鮮に進出することを好まざるは悪しき影響を亜西亜洲の他邦人に及すことを恐るゝが故なり〔以上補〕夜芝口の酒亭金兵衛に至りて飲す。〈後略〉

〔欄外朱書〕昭和七年暗殺団首魁井上橘出獄

(2)〔以下「これ鄰家の」まで〕赤き布片のひらめくを見る。女の腰巻かと思ふにさにあらず。これ鄰家の

(1)〔以下「夜芝口の」まで〕行儀甚わるくなれり。日本人の教育を受くれば野卑無礼となること此実例にても明なり。余が日本人の支那朝鮮に進出することを好まざるは悪しき影響を亜細亜洲の他邦人に及ぼすことを恐るゝが故なり。夜芝口の

(2)〔以下この朱書〕〔一〇月一七日の本文に続けて二行割注記で組入れ〕

昭和十九（一九四四）年

八月初四。南瓜の蔓塀より屋根に這上り唐もろこしの穂の風にそよげるさま立秋の近きを知らしむ。蔵書を曝すべき日なれど今年はいつ兵火に焼かるゝや知れずと思へば座右のもの少しばかり曝して止みぬ。明治の文化も遠からず滅亡するものと思へば何事をなす元気さへなし。唯絶望落胆愛惜の悲しみに打たるゝのみ。日本人の過去を見て思ふに日本の文化は海外思想の感化を受けたる時にのみ発展せしなり。仏教の盛なりし奈良朝の如き儒教の盛なりし江戸時代西洋文化を輸入せし明治時代の如き皆これを證するものならずや。海外思想の感化衰ふる時は日本国内は必兵馬倥偬の地となるなり。戦乱を好む事はこの国民の特質なるべし。平和を重じたる江戸時代に於て戦争をなす事能はざる時都会にては消火人夫（町火消）の争闘あり。地方の村邑には博徒の喧嘩絶る暇なし。この度の戦争は其原因遠く西郷南洲の征韓論に萌芽せしものと見るも過には非らざるべし。哺下混堂に浴して後夕涼かた〳〵市中民家取払の跡を見むとて電車にてまづ浅草雷門に至るに、暮方の空猶明ければ六月十五日夜とも思はるゝ円き月薄赤き色をなし対岸枕橋の上に登らんとせり。〈後略〉

(4)〔〔屋根に這上り〕〕屋根に攀ぢ

(5)〔〔曝すべき日〕〕曝すべき時節

(6)〔以下「感化を受けたる時」まで〕過去を顧るに日本の文化は海外思想の感化を受くる間

(7)〔〔江戸時代〕〕江戸時代の如き、

（8）〔「この国民の」〕此国の

（9）〔以下「非らざるべし」まで〕能はざりし江戸時代に於てすら、都会には消火人夫の争闘あり。村邑には博徒の喧嘩絶えざりき。この度の戦争は其原因遠く西郷南洲の征韓論に萌芽せしものと見るも大過なかるべし。

これらの日条によって、日本の朝鮮植民地支配と朝鮮民族の独立に対する永井荷風の認識が、つぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

永井荷風は、一貫して日本の植民地支配に反対するとともに朝鮮民族の国家的独立を支持している。そして、このような認識はつぎのような見解によって形成されている。すなわち、朝鮮民族は本来民族として自由であり、民族国家樹立の民族自決権を有している、しかし、日本の植民地支配は朝鮮民族を暴力的に抑圧し、この自由と権利を侵害している、しかも、日本の朝鮮に対する侵略植民地支配は、中国「満州」侵略戦争、中国本土侵略戦争、アジア太平洋侵略戦争と続く一連の侵略戦争の根源でもある。

### 第二節　日本在住朝鮮人の社会経済生活と政治行動に対する認識

日本在住朝鮮人の社会経済生活と政治行動に対する永井荷風の認識を示す日条は、すでにこれまで掲載した日条、すなわち、一九二一（大正十）年六月二日、一九三〇（昭和五）年一月八日、一九三三（昭和八）年十一月六日、一九三六（昭和十一）年四月十三日、一九三九（昭和十四）年一月二十八日、一九四一（昭和十六）年二月四日などをあげることができるであろう。

これらの日条によって、永井荷風の日本在住朝鮮人の社会経済生活と政治行動に対する認識が、つぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

まず、日本在住朝鮮人の存在は、その多くは日本による朝鮮植民地支配の結果、日本に来ざるを得なかった人たちである。ついで、このような多くの朝鮮人が受けている社会経済生活上の困窮と境遇に対して深い同情と思いやりを寄せるとともに、彼らの受けている日本官民による差別、偏見、虐待などに強く憤慨している。また日本在住朝鮮人の日本の植民地支配に反対する政治行動に対して注目、賛同している。しかし、日本在住朝鮮人のうち、国会議員となり、あるいは日本官憲と結託して不正義、私利私欲を追い求める者に対しては、きびしい非難と軽蔑をおこなっている。

## 第三章　永井荷風の行動

日本の朝鮮植民地支配問題に関する永井荷風の行動は、日本在住朝鮮人との個人的交流・交際である。この交流・交際を示す日条は、すでに掲載した日条、すなわち、一九二六（大正十五）年十月一日、一九三八（昭和十三）年十月二十六日、一九四〇（昭和十五）年三月十二日、一九四五（昭和二十）年七月十八日に加えて、一九二六（大正十五）年十月十一日、同十一月十一日、一九二九（昭和四）年一月三日、一九三〇（昭和五）年三月二十五日、一九四〇（昭和十五）年三月十四日、一九四三（昭和十八）年十二月十八日、一九四

四（昭和十九）年六月十二日、同九月三日、一九四五（昭和二十）年三月二十日の各々の日条をあげることができるであろう。新たに加える日条の具体的記述はつぎのとおりである。

大正十五（一九二六）年

十月十一日。曇りて風なし。〈中略〉此夜太訝にて浅利生と盃を交はしゐる中、高伯令息来り、田中総一郎亦来る。帝国劇場の山本久三郎、子爵牧田氏、高田某氏亦来るに会ふ。〈後略〉

（1）〔「帝国劇場の」〕帝国劇場支配人

大正十五（一九二六）年

十一月十一日。曇天。夜太訝に飲す。高伯、谷岡、生田の三子来る。

昭和四（一九二九）年

正月初三　晴れたれど寒気甚しければ蓐中に在りて列子を読み、午に至りて起き出でぬ、午後短篇小説片おもひの稟を脱す、昏黒三番町を訪ひ初更家に帰らむとする時高伯撫象の二子来る、人丸栄龍の二妓を招ぎ飲むで夜半に至る、

昭和五（一九三〇）年

三月廿五日　軽陰、午後中洲に往き銀座に一茶して伊東氏と款晤す、お葉既に女給をやめ訪来るに会ふ、古代紫のコート着たる姿良家の新夫人の如し、夜番街に往く、大島岩谷高の三氏来る、

昭和十五（一九四〇）年

三月十四日。晴。薄暮猪場平井の二氏と浅草に会し、オペラ館終演後踊子田毎美津江の往める浅草ハウス三階の室に至る。帰途地下鉄にて偶然女優つくば及其情人某に逢ふ。帰宅後読書未明に及ぶ。

（2）〔「女優つくば及其情人某」〕女優筑波及其情夫某

昭和十八（一九四三）年

十二月十八日。晴。道源寺の庭に梅もどき花より紅に蠟梅の蕾ふくらみ枸杞の実熟したり。夜菅原氏来り金秉旭といふ朝鮮青年の詩稿を示して其序を請はる。十時過菅原氏去りて後金氏の稿を一読して序文を草す。

詩集馬の著者金氏にはわたくしはまだ会つたことはない。然し友人菅原明朗氏から屢著者の詩才について語りきかされてゐる。金氏は年猶三十に至らない。夙に郷国を出で日本に来つて丶丶大学の業を卒へ今職を丶丶に奉じ専故国伝説の調査に従事してゐる。頃日日本語を以て作られた詩篇を集め此を公刊するに臨み特にわたくしの一言を得て巻首に掲げたいと言つてゐられるさうである。わたくしは菅原氏から其詩稿を受けて一読した。金氏の日本語を以てした詩篇には措辞用語の猶洗練せられないところのあるに係らず一読して直に其の情緒の純真にして著しく音楽的たることを感じた。また直に一種言ふべからざる悲愁憂悶寂寥の気味の凄然として人を動す力のあることを感じた。金氏の幻想にはわたくしの見

るところ曠野を望む北方の哀愁に富んでゐるが、人を酔はす南方の魅力は稍少いやうに思はれる。金氏はわたくしの所感に首肯されるか。どうであらう。姑くこれを書して序となす。

昭和十八年十二月　　六十五翁永井荷風識

(5)〔「花より紅に」〕赤く
(6)〔「詩稿」〕詩集
(7)〔以下この日最後まで〕〔ナシ〕

昭和十九（一九四四）年

六月十二日。くもりて蒸暑し。午後富豪筱崎氏三田一丁目邸宅の応接間を借り冬の窓演奏会を催す。この家の令嬢[4]洋琴家野辺地氏の門人なればなり。聴衆十二三人皆菅原君の知る人なり。五時頃会終る。菅原君と共に東中野なるアパートに至り夕飯の馳走になる。鄰室の巴里婦人彫刻家某子金秉旭氏等と款語す。夜十時過辞してかへる。此日演奏会席上にて若き独逸人某氏に紹介せらる。日本文学を研究し余が旧作すみだ川を独逸語に翻訳したしと言へり。

(4)〔以下この日最後まで〕令嬢野辺地氏門人なればなり。ピアノは巴里エラール会社製品。聴客十四五人。大半は菅原氏の知人なり。中に独乙の青年あり。日本語をよくす。余が旧作すみだ川を翻訳したしと言へり。五時頃会終る。菅原氏と共に東中野のアパートに至る。夕飯を饗せらる。隣室の仏蘭西婦人。金秉旭氏。彫刻家某氏等来り会す。夜十時帰宅。

昭和十九（一九四四）年

九月初三。日中[1]残暑甚し。晡下金秉旭来話。夜明月皎々たり。独り江戸見坂を歩す[日曜]

(11)〔以下この日最後まで〕日曜日。残暑甚し。晡下金秉旭氏来話。夜明月皎々。

昭和二十（一九四五）年

三月二十日、晴、午に近く小[6]堀四郎氏自転車にて来り事態愈切迫したり、幸にして甚鄰人自[7]家用自働車と貨物自働車とに家財を積載せ信州上諏訪茅野といふところに避難の支度中なれば、小[8]堀氏も妻子を伴ひ其車に乗りおそくも此月末までに東京を去るつもりなり、余にも東京に未練を残さず共に避難せよ、汽車には最[9]早や乗り難し、若しこの機会を逸する時は遠からず東京にて餓死せずば焼死するより外に道なかるべしと言ひ、手を取らぬばかりに説きすゝめられたり、午後菅原氏を訪ひ小堀氏の事を告げわが身の処置を問ふ、菅原氏は既に川越に近き志[10]木町のほとりに避難すべき家を借り置たれば万一の際には車をたよらず徒歩して行く心なりと言ふ、余は老病の身の貨物自動車にゆられ遠路を疾走すべき体力なきを知れり、縦令人に手を引かれ扶けらるゝとも徒歩するに若かじと思ひ、小堀氏の厚意を辞することに決意し、折から来合せたる金[11]氏と共に出でゝ夜十一時寓[12]居にかへる、半輪の月空に在り、

(6)〔「小堀四郎氏」〕小堀画伯
(7)〔「自家用自働車と貨物自働車」〕自家用自動車と貨物自動車
(8)〔「小掘氏」〕画伯
(9)〔「最早や乗り難し、」〕早晩乗り難かるべし。
(10)〔「志木町」〕志木

(11)〔「金氏」〕某氏
(12)〔「寓居」〕寓舎

これらの日条によって、永井荷風の日本在住朝鮮人との交流・交際が、つぎのような内容でもって記述されていることが明らかになるであろう。

まず、日本在住朝鮮人に対して永井荷風が、伯爵からいわば無名の芸人、詩人などにいたるまでさまざまな社会階層の人々と知人、顔見知りとなり、交流、交際などをおこなっていっている、そして時がくだるにつれて無名の俳優、詩人などとの日常的な接触、つきあいが多くなり、深くなっていっている。

## おわりに

これまで、永井荷風の日記「断腸亭日乗」について、主に、日本の朝鮮に対する植民地支配問題に関する記述を分析してきた。

そのさい、まず、この「断腸亭日乗」の文献が従来数多く出版・発表されていることにかんがみ、本稿ではどの文献を分析対象とすべきかを論じた。その結果、岩波書店出版の第二次『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』を基本文献とし、中央公論社出版の『荷風全集』所収の『断腸亭日乗』も参照することが適当であることを明らかにした。

ついでこれらの文献にもとづいて、日本の朝鮮に対する植民地支配問題に関する記述の分析をおこなった。その結果、この問題に関して歴史的社会的事象、永井荷風個人の認識と行動について、多くの主題がさまざまな内容をもって記述されていることが明らかになった。

このような「断腸亭日乗」の記述の主題と内容は、これを、日本の朝鮮に対する植民地支配問題を考え、研究しようとするばあいの主題や内容と勘案すれば、主題はそれに不可欠なものを対象にしている。内容は、主題によっては不十分なものもあるが、有意義であることがわかる。

したがって永井荷風の日記「断腸亭日乗」は、日本の朝鮮に対する植民地支配問題の記述からみても、すぐれた日記であるということができるのである。

換言すれば、永井荷風の日記「断腸亭日乗」は、日本の朝鮮に対する植民地支配問題を考え、研究するばあいにおいても、貴重な史料・資料であるということができるのである。

## 註

### はじめに

(1) これについて、たとえば、つぎのような評価を指摘することができるであろう。「荷風の日記は、長期間にわたっているが、孤独無頼の境に身をおいて典雅な文体のなかに世相人心の変遷推移を観察し、浪漫的感概を託した独自のもので、荷風の小説の亡びる日はあっても、この日記は残るにちがいないと思われるほどのものだ。その点、藤原定家の「明月記」に匹敵する。」

（臼井吉見『臼井吉見評論集戦後』（第九巻）筑摩書房、一九六六年刊、十六ページ）

あるいは、つぎのような評価もあげることができるであろう。「大正六年九月十六日に「秋雨連日、さながら梅雨の如し。夜壁上の書幅を掛け替う。――」で始まった断腸亭日乗は昭和卅四年四月廿九日に至って、「祭日。陰。」で蜿蜒四十三年にわたる長いページを閉じたわけである。この間、第一次世界大戦の日本成金時代から大正十二年の關東大震災、昭和初頭の財界大恐慌時代を經て日支事變、やがて第二次世界大戦に突入して敗戦、そして有史以来未曾有の混亂――と、起伏變轉極まりなき世相の推移は、先生の麗筆によって遺憾なく描写されて餘すところがない。まことに断腸亭日乗こそ、わが國日記文學の最高峰をゆくものと稱しても過言ではあるまい。」

（相磯凌霜「永井荷風日記の栞」〔永井荷風日記第七巻附録〕東都書房、一九五九年刊、一ページ）

（2）これについてたとえば、つぎのような評価をあげることができるであろう。「逼迫した戦時下の生活、ことに空襲・罹災などで到底、日記などをつけている余裕がなさそうに想像していた環境の下で」「一流の文化人であっても一庶民としての日常生活をこまごまと綴った永井荷風の『断腸亭日乗』」「が、時間的幅と観察の精密性において第一級の名に値すると思う。」

（家永三郎『太平洋戦争　第二版』岩波書店、一九八六年刊、四一四ページ）

あるいは、つぎのような評価も指摘することができるであろう。

「ここ十年近く、明治末期から昭和初期へと移っていく長編小説を書いているので、永井荷風の『断腸亭日乗』を座右の書として、しばしば目を通してきた。その時代の風俗や事件を鋭い感覚でとらえ、表現力豊かな筆で定着し、正確で微細な描写がいたるところにあるので、その時代を知る恰好の案内書として私は珍重してきたのである。」

（加賀乙彦「『断腸亭日乗』の個人性」（第二次『荷風全集』（第二十五巻、月報二十一）、岩波書店、一九九四年刊、Ⅰページ）

第一部

（1）第一部を作成するにあたってはつぎのような文献をも参考にした。

『断腸亭日乗』の所収されている岩波書店版の第一次および第二次『荷風全集』の各巻の「後記」

大野茂男『荷風日記研究』笠間書院、一九七六年刊、三十七―六十四ページ

（二〇〇二年一月三十日（水）擱筆）